

Title	福沢諭吉における民権とナショナリズムの形成： 『西洋事情』と『学問のすゝめ』を中心に
Sub Title	Yukichi Fukuzawa and the relationship between civil right and nationalism in his though
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1982
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.75, No.3 (1982. 6) ,p.283(55)- 297(69)
JaLC DOI	10.14991/001.19820601-0055
Abstract	
Notes	島崎隆夫教授退任記念特集号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19820601-0055

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

福沢諭吉における民権とナショナリズムの形成

— 『西洋事情』と『学問のすゝめ』を中心に —

飯 田 鼎

- (1) はしがき
- (2) 『西洋事情』にあらわれた民権とナショナリズム
- (3) 『学問のすゝめ』と民権思想の成熟

(1)

福沢諭吉のナショナリズムが比較的明確な認識として発見されるのは、1860年（万延元年）の遣米使節の一員として咸臨丸に乗り組み、アメリカ合衆国でヨーロッパ文明に接触したときにはじまる。福沢に限らず、幕末の志士に代表されるその当時の知識人は、すでに1840年代からヨーロッパ列強によるアジア侵略に脅威を感じ、とりわけわが国がおかれた状況からして、蘭学によってすでに相当に正しい西欧認識に到達していたことから、アヘン戦争があたえた衝撃は相当に深刻なものがあつた。⁽¹⁾ 福沢は1860年、遣米使節に従ってアメリカに渡り、翌1861年、遣欧使節の一員としての

注(1) 佐久間象山は、1811（文化8）年2月28日、信州松代藩主の子として生まれた。父、一学は、五兩五人扶持の典型的下級士族であつた。福沢より20歳以上も年長で、わが国蘭学史の上で著名であるばかりでなく、吉田松陰に深い思想上の感化をあたえた点でも、よく知られている。

彼は、1842（天保13）年10月9日付、上田藩士加藤水谷宛の書簡において、つぎのように書いている。

「時に、清国、英吉利との戦争の様子は、近頃御伝聞候や。隨に承候とも申かね候事に候へども、近來の風聞にては、実に容易ならぬ事に存ぜ被れ候。事勢に依り候ては、唐虞以来礼楽之区、歐羅巴洲の腥穢に、変じ申されまじきとも申難き様子に聞え、権々嘆はしき義に有之候。万一再清国に大變革御座候節は、本邦とは僅かの海路を隔て候のみ。左なきに東國の地方には年々英吉利の海船近寄り通り過ぎ候事、其地方よりは秘し候て、公辺への届け等は致し不申の由に候へども、随かなる証拠も有之事に候。右の海船は、清国の広東地方の阿媽港と申処より、魯西亞領の加模沙都加へ交易に往來致し、又南洋にて鯨を捕へ候船も有之由に候。何れにも竟には本邦之患とも可相成事と被存候。よしや、彼より我を犯し候心なく候とも、兵法にも『その來らざるを待まず、其待あるをたのむ』とも申候へば、國本を固くし、海防防禦の事備具致し候様、本邦に生を受候ものは、願はしき事に有之候（「加藤水谷宛、佐久間象山の書簡」、日本思想大系55、「渡辺華山、高野長英、佐久間象山、横井小楠、橋本左内」佐藤昌介、植手通有、山口宗之校注、岩波書店、1971年、326～327頁）。

以上の書簡の一節は、阿片戦争によって深刻な衝撃をうけた幕末知識人の苦悩を如実に物語っており、ややおくれて、ヨーロッパ市民社会の認識に到達した福沢も、ほぼ同様の思想的脈絡の上に立つことになる。

横井小楠もまた、その『國是三論』において、阿片戦争に言及し、中國大陸にたいする西欧列強の領土的野心を指摘し、鎖国政策の続行は、わが国の滅亡につながることをつぎのように指摘している点に注目しよう。

渡欧経験を通じて、ヨーロッパ文明および市民社会への理解を深め、その後、再度の渡米を経て、その見聞を『西洋事情』として発刊した(但し、『西洋事情』初篇は1866年、彼の二度目の渡米の1年前)。この時期、彼のナショナリズムの特徴は、西欧の文明社会と比較してわが国の状態のいちじるしい立ち遅れを痛感し、これをヨーロッパ文明諸国の水準にひき上げるために何を為すべきか、この点にかけられ、幕末および維新の動乱のなかで彼が模索したのは正にこのことであった。『学問のすすめ』および『文明論之概略』における強烈なナショナリズムの強調は、もっぱら、この視点を継承するものであった。しかしながらそれはあくまでも「西欧対日本」という図式であって、「日本対アジア」をめぐる近代化の問題として提示されたのではなかった。すなわち、この両者は、日本人に近代的自我の確立の意義を探る点できわめて重要である。これを通じて日本における近代国家形成の基本たらしめたものが何であったかを考えることは、そのまま中国や朝鮮あるいはアジア諸国と日本との関係を論ずることにはかならない。しかしこのことはここではふれないこととする。

とは云うものの、幕末から維新の時期にかけて、彼がアジア諸国に無関心であったのではなく、それどころか、1862年(文久2年)、遣欧使節の一員として、イギリスの軍艦に乗り組み、途中立ち寄った香港で目撃したイギリス人の中国人にたいする傲慢な態度に衝撃をうけ、植民地的な状態からの離脱、西欧先進国の水準への飛躍について、深刻に考えざるをえなかったのである。福沢におけるナショナリズム思想の形成は、大別して前後二つの時期に分けることができる。前期は万延元年(1860年)から明治14年の改変に至る時期であり、後期は、明治15年、『時事新報』の創刊から

「如此諸国来て日本の鎖鎖を開くに公共の道を以てする時は、日本猶鎖鎖の旧見を執り、私学の政を務めて交易の理を知り得ずんば、愚といはずして何ぞや。宜敷支那に鑑るべし。彼は亞細亞洲中の大邦にして、往古大聖相繼で勃興し、文物万国に先達て開けし故、草昧の外国を九夷八蛮に分つて懷柔の政を施せし以降、主暗愚にして失ひ賢明にして興り、世代革命多しといへ共自ら中国華域と称し、外国を待つに蛮夷を以てするは古に異ならず。……待つに昔日の夷狄を以てし、蔑視すること禽獸に等しきにより、道光の末年、鴉片の乱により大いに英国の為に挫折せられ、不得止和親の条約を立るといへ共、朝野の氣習驕惰侮慢にして、約を守ること堅からず。教交數約毎に彼が大義に屈し兵威に怖、好港沃土を折て其違約の罪を償ひ、其屈辱を極むれ共、朝廷無人優游無断、曾て懲忿の念なく、又和戦の議を決せず、唯偷安を私するのみならず、猶約に背ひて英使を濫殺する暴慢の行あり。仍之英国怒らざるを得ず。今歳四月仏国と兵を併せ、大挙して其不信不義の罪を討ち、七月遂に天津の河口を破り進んで北京に迫れる故、清王大いに恐て蹙鞞に遁逃するの風聞あり。支那たとえ英国の好意によつて帝国の号を有するとも、国体の墜墜如斯なれば、後帝号を専らすることを得べからず。支那は日本と唇齒の国なり。其覆轍目前に在て齒己に寒し。坐視傍觀の秋にあらず。於是今や天徳に則り聖教に抛り、万国の情状を察し利用厚生大に経綸の道を開ひて、政教を一新し、富国強兵偏に外国の侮を禦んと欲す。敢て洋風を尚ぶにあらず。聞く人、其原頭を愾り認むる事なかれ」(前掲、449~450)。

注(2) 福沢のナショナリズム認識の上で注目すべきは、はじめてのヨーロッパ諸国旅行の途次、立ち寄った香港の情景を目撃したことである。『西航記』には、つぎのように記されている。「香港の土人は風俗極て卑陋、全く英人に使役せらるゝのみ。或は英人と共に店を開き商売するものあれども、此輩は多くは上海広東より来れるものにて、元と本港の土人にあらず。又港内に小舟数千あり。英人之を「チャイナ・ボート」と唱ふ。長さ大抵二十尺余、ゆえに称ふ。其製甚だ粗なり。土人此舟に乗り、或は釣漁し、或は網を以て水底に落たるものを拾ひ、或は食物雜貨を売て生産を為す。而して陸上別に住家なく、家族共に此舟に住して家となせり。猶本邦瀬戸内の漁者の如し。

ここでは特別に、中国人の悲惨な状態を描写しているわけではないが、この英領植民地での体験は後の思想形成に深甚な影響をあたえたと思われる。また逆説的な筆法ではあるが、「压制も亦愉快なる哉」(『時事新報』、明治15年3月28日)も、こうした独立への渴望を吐露したものである。

福沢諭吉における民権とナショナリズムの形成

日清戦争まで、専らこの新聞による言論活動を通じての世論の指導、とりわけそのなかでの対朝鮮・中国および西欧との関係の把握にみられるナショナリズムであり、この両者は相互に密接な関連をもち、福沢の論調に国権と民権との関係について、論者の評価のわかれるところである。

一般に、福沢の思想研究にあたって、前者を民権論者としての成熟の時期としてとらえ、後者の時期をもって国権論者への転身の過程としてとらえる考え方が支配的であった。しかし果してこれは正しい福沢像の理解といえるであろうか。この両者は別々に相対立するものとした場合、前者の民主主義的・民権的な思想はこの14年の改変の頃から次第に国権論に推移したことになる。いうまでもなく、人の一生は複雑な軌跡を描き、思想そのものもさまざまに変化することは避けられない。しかし民権論者が国権論者に転身するという時、まず考えるべきことは、そこでの民権とは何か、国権とは何かが問われなければならない。筆者は福沢のナショナリズムについて考察するに際し、1860年代から1880年代にかけての彼の思索の体験を、その代表的な著作を中心に探求し、彼のナショナリズムが、民権とどのようにかかわり合っていたか、福沢における民権論と国権論との関係を考察することにしよう。

(2)

福沢の代表的著作のうち、もっとも初期にあらわれたものといえば、いうまでもなく慶応2年、(1866年)にあらわれた『西洋事情』であろう。福沢が、この著作を公刊した時期は、まさに幕末動乱の時代であり、日本の将来は混沌として、何人もいずれの方向に行くか弁別しえなかったと言っても過言ではない。このときに当り、西洋の学問と文物制度を紹介し、文明社会の実相を天下に知らしめることによって、将来、日本のあるべき姿を素描したということができよう。初篇、外篇、および二篇にわかれて、慶応2年から明治3年まで続けられたこの大著にのべられていることの要はまず、(1)ヨーロッパ市民社会の構造と国家の政策、(2)近代ヨーロッパ諸国の成立史、(3)ヨーロッパ文明史を通じてみた政府と人民との関係、大体以上がその内容の中心的題目であるといえよう。

とくに印象的なことは、『西洋事情初篇』備考 政治 の項において、「政治の三様」について、「立君モナルキ、貴族会議アリストカラシ、共和政治レポブリック⁽³⁾」をあげ、それぞれ説明を加えた後、立憲独裁デスポットの国として支那、魯西亜⁷のような専制政治と対立するものとして、現今欧羅巴⁸の諸国多く用いる制度として立君定律コンスチテューショナル・モナルキをあげている。これは立憲君主制であるが、福沢は、「英国の政治は三様の政治を混同せる一種無類の制度」であ

注(3) 『西洋事情初篇』巻之一、『福沢諭吉全集』、岩波書店、昭和33年版、289頁。

ると主張しつつ、ヨーロッパ政治家の云うところの「文明の政治」と称せられる六ヶ条の要訳として、(1)自由にして民主的な諸制度および職業選択の自由、(2)信教の自由、(3)学芸の奨励、(4)教育の振興と人材の養成、(5)法治主義の原則、(6)社会施設の整備、を紹介しているのは適切である。これはいうまでもなく英書の翻訳であるが、第一条自由任意の脚注として、「本文、自主任意、自由の字は、我儘放題にて国法をも恐れずとの義に非らず。英語に之を『フリードム』又は『リベルチ』と云ふ。未だ的当の訳字あらず」と記していることである。⁽⁴⁾これによってみるに、Freedom および Liberty の最初の翻訳者のひとりが福沢ではないかと思われる。

福沢の自由および抵抗の思想の根源は、ヨーロッパ諸国の歴史、市民社会および政治制度の研究から発するものであり、その意味で『初篇』はきわめて重要である。卷之二に、亜米利加合衆国、^{オランダ} 荷蘭国、英国の三国のみをあげ、これについて、史記、政治、陸海軍などについて叙述しているが、英国については、史記すなわち英国史の部分が長いのにたいし、合衆国については、政治についてくわしくふれているのが注目される。尤もアメリカの歴史は短いので当然であるが、アメリカの政治、とくに独立宣言をとりあげているのは、この当時としては特筆大書すべきことであろう。アメリカ独立の次第を物語る「史記」につづいて、「独立宣言」にふれる。「千七百七十六年第七月四日亜米利加十三州独立の檄文」であるが、このなかで福沢は、やがて、『学問のすすめ』において鮮明にあらわれる天賦人権の思想と民権論を読みとったのではなからうか。

「天の人を生ずるは億兆皆同一轍にて、之に附与するに動かす可からざるの通義を以てす。即ち其通義とは人の自から生命を保し自由を求め幸福を祈るの類にて、他より之を如何ともす可からざるものなり」。⁽⁵⁾

初篇からはなれて、外篇に至れば、「人生の通義及び其職分」において、

「其生るるや束縛せらるゝことなく、天より附与せられたる自主自由の通義は、売る可らず亦買う可らず。人として其行ひを正ふし他の妨を為すに非ざれば、国法に於ても其身の自由を奪取ること能わず」。⁽⁶⁾

以上のように、福沢の人民主権の思想は、フランス革命以来のヨーロッパ市民社会の理念に基礎をおくことは明らかであるが、とくにアメリカ独立の精神が、『西洋事情』のなかに旺盛している。その意味では、『二篇』はさらに人民主権をつぎのように力説しているのに注目しよう。

「普天の下、率土の浜、均しく是れ人類なれば、其天然の性情は億兆皆同一軌なりと雖ども、其国体風俗に至ては則ち然らず。……譬へば訳書中に往々自由、原語「リベルチ」通義、原語「ライト」の字を用ひたること多しと雖ども、実は是等の訳字を以て原意を尽すに足らず。就

注(4) 前掲、290頁。

(5) 前掲、『西洋事情初篇』卷之二、323頁。

(6) 『西洋事情外編』卷之一、前掲、全集第1巻、392頁以下。

福沢諭吉における民権とナショナリズムの形成

中、此篇の巻首には専ら自由通義の議論を記したるものなれば、特に先づ此二字の義を註解して訳書を読む者の便覧に供すること左の如し⁽⁷⁾。

福沢はこのようにのべて、自由の意義について、自由と通義〔権利の意味……引用者〕をつぎのように解説する。

「第一「リベルチ」とは自由と云ふ義にて、漢人の訳に自主、自専、自得、自若、自主宰、任意、寛容、従容の字を用いたれども未だ原語の意義を尽すに足らず。

自由とは、一身の好むまゝに事を為して窮屈なる思なきを云ふ。古人の語に、一身を自由に於て自から守るは、万人に具はりたる天性にて、人情に近ければ、家財富貴を保つよりも重きことなりと……。

故に政事の自由と云へば、其国の住人へ天道自然の通義を行はしめて邪魔はせぬことなり。開版〔出版の意味……引用者〕の自由と云へば、何等の書にても刊行勝手次第にて書中の事柄を咎めざることなり。宗旨の自由とは、何宗にても人々の信仰する所の宗旨に帰依せしむることなり。千七百七十年代、亜米利加騒乱の時に、亜人は自由の為に戦ふと云ひ、我に自由を与ふる歟、否らざれば死を与へよと唱へしも、英国の暴政に苦しむの余、民を塗炭に救ひ、一国を不覇独立の自由にせんと死を以て誓ひしことなり⁽⁸⁾。

今日のわれわれがこれを読んでみても、別段とりわけて珍しいことを言っているようには思われなないかもしれない。しかし百数十年程前の1866年（慶応2年）、まさに幕末の動乱期に、自由や人民の権利についての福沢の主張は、まことに鮮烈で衝撃的であったにちがいない。

日本の政治状況は、1863（文久3）年頃から風雲急を告げることとなった。1862（文久2）年5月、生麦事件が発生して江戸市中は物情騒然たるものとなり、幕府は、ヨーロッパ列強の外圧と攘夷の即時実行を強硬に主張する朝廷とその背後にある尊攘激派の内圧との矛盾の間で次第にその権力体制を動揺させはじめた。このとき、横井小楠は、革命的な思想家として、生麦事件によってうけた被害にたいし厩大な損害賠償を要求するイギリスにたいし、その非道を責めて一戦を試みることを主張した。これによって彼は攘夷と開国との分裂の矛盾に悩むの国内世論の統一をはかろうとした⁽⁹⁾。しかしそれは、言うは易くして行い難い論というのが、幕府側の見解であり勝海舟はその意見を代表していたという⁽¹⁰⁾。まことにこのときの日本は、上京してきた將軍家茂とその後見職としての徳川慶喜の幕府権力と、国事御用掛や国事参政を新設して次第に中央政府の形をととのえようとする天皇政権の竝立といういわば二重政府の葛藤の渦中にあり、他方、長州を中心とする尊攘激派は倒幕

注(7) 『西洋事情二篇』巻之一、前掲、全集第1巻、486頁。

(8) 前掲、486～487頁。

(9) 山崎正薫編著『横井小楠遺稿』明治書院、昭和17年、949～951頁。

(10) 『勝海舟』中公新書、111頁。

を目標として攘夷実行を迫ってやまなかった。しかし親幕政策＝公武合体主義を固守して攘夷論をとる孝明帝と中川宮の策動と薩摩の武力協力により、8月18日のクーデタが行われ、その結果、島津久光を中心に、松平慶永、山内容堂、伊達宗城ら公武合体派の雄藩連合派による参与会議が成立した。おそらくその意図は、長州を中心とする尊攘激派の勢力が天皇を中心とする中央集権の統一国家に志向するのを抑止し、朝廷の下で列侯会議を開き、徳川家をして政権を返上させるとともに、列侯のひとりとして列藩同盟を創設することによって、封建体制の維持存続をはかろうとした。幕府は攘夷実行の期限を5月10日と定め、事実長州藩は攘夷を実行し、翌1864(元治元)年、四国連合艦隊の下関攻撃を招いて敗北した。また薩摩は、すでに生麦事件を契機として薩英戦争をひきおこし、西欧諸国の軍事力の強大さによって震撼させられた⁽¹¹⁾。

このような事態については、福沢もその深刻さを痛感して、「攘夷論」のところでのべている。だが福沢は勝海舟や大村益次郎と異なり、政治や軍事の中枢に位置していなかったし、またこれに関連する部署に位置していなかったため、実際に政治を動かす、あるいは少なくともこれに影響をあたえることはできなかった。ただ幕府の外務省ともいうべき翻訳局にいたので、外国との往復書簡によって、事態の推移はかなり明瞭に察知できたものと思われる。

さて『西洋事情』の刊行された1866(慶応2)年であるが、その前年、長州に倒幕派政権が誕生し、さらに秘密裡に薩長同盟が成立、このため幕府は、第2次長州征伐を企図したが果さず、將軍家茂の死去を理由に軍をひき上げ、幕府の威勢は文字通り地に落ちた感があった。こうした政治権力の推移と並行して、この1866年には、はげしい民衆の抵抗運動がおこったことが想起されなければならない。1864(元治元)年頃から次第に昂まりつつあった民衆の不満は、まず農民一揆という形であらわれはじめ、それは次第に町人層にも及び打ち壊し運動となって全国的な騒乱の様相を呈するに至った⁽¹²⁾。政治権力の局外にあった福沢は、この1866年から68年にかけて政局が急転し、「日本の夜明け」がはじまろうとしていることを明確には意識していなかったのではなからうか⁽¹³⁾。

それはともかく、この『西洋事情』は、明治初年に未曾有の読者数を獲得し、文字通りベスト・セラーとなったが、重要なことは、この著者が明治初年の政治過程にあたえた影響である。大隈重信等の政府首脳が、岩倉等の遣欧使節との間に使節帰還まで主要な制度改革はこれを行わないという約定にもかかわらず、つぎつぎと革命的な政策を打ち出したのは、この『西洋事情』によるところ少なくないものと思われる。この点については、福沢もまた思いあたるふしがあったとみえ、後に『西洋事情』と攘夷運動および開国との関係について、つぎのように記述していることに注目する必要がある。明治25年6月に発刊された『国会の前途 治安小言 国会難局の由来 地租論』(合

注(11) 井上清『西郷隆盛』(中公新書)がこの点についてくわしい分析を行っている。

(12) 前掲、『西郷隆盛』参照。

(13) 『福翁自伝』、岩波文庫版、163頁。

本全) のなかで、かつて若かった時代に分明しがたかった明治の変革についてつぎのようにのべている。

「左れば我開国は日本士族の運動を促すの好機会と為り、之より政変の端緒を發したるは相違もなき事実なれども、徒らに尊王攘夷の議論に狂したるが如き簡單なる出来事にあらず。其実は士族の流が古来未曾有開国の大事変に乗じ平生の志を伸したるものにして、攘夷論の如きは唯此れ一時の方便のみ。故に士族等は固より封建君主の暗弱を知り又その治風の専制を厭ふと雖も、古来の習慣容易に破る可きにあらず、特に上下の名分は我人心に銘じたる教なれば、是に於てか一策を案じ、先づ帝室神聖の名に依頼し、又各藩の名を利用し、尊攘の一主義を口に唱へて首尾能く幕府を倒したれども、之を倒して第二の幕府を作るは其素志に非ず……。今更第二の幕府を經始^{けいし}して其専制政治の下に立ち、又その間に奔走するが如きは甚だ不愉快なるのみか、最初より是等の事には思付きもせずして、只管西洋流の會議説を悦び、攘夷鎖国の狂熱は忽ち變じて開国改進の国是と為り、遂に維新^{びしん}匆々五箇条の誓勅を發せられて、広く會議を起し萬機公論に決す云々の旨を天下に公けにせられたるも、当時日本の政治社会に行はるゝ大勢⁽¹⁴⁾の方向を示したるまでのものにして偶然に非ざるなり」。

とのべて、明治維新の本質に迫っているが、この維新の変革における『西洋事情』の役割については、「当時世にある翻訳書は和蘭の医書物理書兵書等なりしが、偶ま西洋事情と題する一篇は、彼の国々の政事人事を記し、専ら英米人に聞き又英米の原書を翻訳したるものにて、日本人の眼には最も新しく、政治社会の人は殆んど之を読まざる者なき程の勢にして、其発売の数正版偽版を合して十五万部に下らず、同時に学問の勸と題する小冊子は十七編合して百万冊以上を発売したり。亦以て西洋文明熱の高きを見るに足るべし」とのべている。

さらに福沢がその最晩年、明治33年5月、皇太子嘉仁親王の御成婚に際し、福沢の著訳書による功勞にたいし、金5万円の下賜の沙汰があり、福沢はこの機会に、「今回の恩賜に付き福沢先生の所感」と題する談話を発表し、石河幹明が筆記した。そのなかで、福沢は、「文久元年の冬、歐洲に渡航し、各国を巡遊して翌年帰朝の後、滞在中見聞筆記したる事実を取纏め各種の原書をも参考して一書と為したるは即西洋事情にして、固より心を凝らしたる著述に非ず、極めて浅薄粗漏のものなれども、時勢一變、恰も王政維新の機運に際し、此書の流行は非常にして、其勢力全社会を風靡し、或は維新政府の新施設も此冊子より生じたるものある可しと云ふ⁽¹⁵⁾」と述懐している。(但し傍点引用者)。

以上のように福沢が、その『西洋事情』の明治の変革過程への影響について、重要な因果関係のあったことを認めているが、その精神的支柱が、アメリカ独立宣言の紹介にあらわれた市民社会の

注(14) 『全集』第6巻、54頁。

(15) 『全集』第16巻、602～603頁。

理論であったとすれば、後に、明治15年以後になって明瞭にあらわれる国権論との関係をどのように理解すべきかが、大きな問題となる。この点は、従来、争点となるところである。この点について筆者はひとつの問題提起をしたい。すなわち、福沢はたしかに、アメリカ独立宣言から、西市民革命思想を受容し、明治の政治的・経済的変革の過程を通じてこれをわが国に定着させようとしたが、市民社会の原理のいまひとつである経済理論は、イギリスに発達した古典派経済学の教説を導入した。ウェイランドとチェンバースの経済学がそれである。しかし忘れてはならないことは、Waylandの経済学は、適度にアメリカ流に改変され、アメリカの土壤に適合的に書かれた経済書であって、彼らの経済学は、18世紀後半から19世紀初頭にかけてのAdam Smithの経済学の理論そのものではなかったことである。またその思想も経済的自由主義の政治的实践者としてのWilliam Pittや、徹底した自由貿易主義の信奉者としてのRichard Cobdenらとは、すでにその時代を異にしていたことである。1860年代以後、アメリカの経済思想は、J. S. Millの経済学や歴史学派の影響を受け、保護主義的あるいは国民経済的傾向が次第に現われはじめ、とくに南北戦争以後、そうした風潮はより顕著となるのである。

たしかに、『西洋事情』においては、自由放任主義の論調が濃厚であるけれども、明治10年代に書かれた『民間経済録』⁽¹⁶⁾には、次第に自由主義に対立する保護主義的あるいは重商主義的な論調が濃厚となったことは、しばしば指摘されたところである。『民間経済録』において福沢は、国家財政の基礎としての租税政策を重視し、また『民間経済録二篇』においては、国家的事業として鉄道網の整備を力説していることは、彼がたんなる自由主義経済学者ではなく、国民国家的な視点に次第に近づきつつあったことを物語っている。そしてこの国民国家的観点こそ、彼の国権論の根底にあるものである。福沢においては民権論と国権論は対立するものではなく、その経済学こそこの両者を結びつけ、且つ日本資本主義の現実のなかで統一されていたといわなければならない。

(3)

『西洋事情』においては、ヨーロッパ市民社会の原理および諸制度を、各国の史記を通じて明らかにし、文明社会の本質を読者大衆に理解させることが目的であった。ここでもすでに、政府の形態、政府と人民、社会と家族、個人の権利および義務について詳細に物語られているけれども、民権と国権との関係は、それほど明確には叙述されているわけではない。これにたいして、『学問のすゝめ』は、実は一国の独立を、一身の独立を媒介として把握し、「我日本人も今より学問に志し気力を髓^{たしか}にして、先づ一身の独立を謀り、随て一国の富強を致すことあらば、何ぞ西洋人の力を恐

注(16) これについては、高橋誠一郎『福沢論吉』長崎出版、1980年を参照。

福沢諭吉における民権とナショナリズムの形成

るゝに足らん。道理あるものはこれに交り、道理なきものはこれを打払はんのみ。一身独立して一
国独立するとはこの事なり」と唱えて、ナショナリズムの強烈な姿勢を鮮明にした。明治5年とい
う維新の変革期に、この文章があたえた衝撃は、まことに鮮烈なものがあつた。福沢の語るところ
によれば、『学問のすゝめ』は17篇、各篇20万部の購読者をもつたものとして、340万部という歴
大な売れゆきを示した。その明晰な論調と啓蒙的なわかり易い表現もさることながら、その本質に
おいて何がかくも読者をひきつけ、洛陽の紙価を高からしめるに至つたのであろうか。

いくつかの要因が考えられるが、まず何といつても当時のわが国の直面していた対内的・対外的
問題の山積した状態とその解決の異常に困難なこと、いわゆる国歩艱難の事態があげられよう。こ
の時代的背景を無視しては、この書の内容を正しく評価できないのではなからうか。

明治4年11月、岩倉具視等遣欧使節一行の出發後、西郷隆盛と大隈重信を中心とする政府首脳は、
西欧に派遣された岩倉等との約定にもかかわらず、大胆にも急激な制度変革を敢行し、福沢を喜ば
せたが、この明治維新の思想的底流に、福沢の『西洋事情』があつたことはすでに指摘したところ
である。明治5年(1872)2月、この書の第1篇が発刊される直前から、明治6年(1873)、岩倉大
使一行が帰還するまでの時期をとつてみても、わが国の政治的経済的変革の疾風怒濤の感があつた
ことは明らかであらう。

明治4年11月 府県の統廃合

12月 在官者以外華士族卒の職業選択の自由を許可、新紙幣発行・旧紙幣兌換を布告

明治5年1月 身分制度を改め、皇族・華族・士族・平民となる

2月 兵部省の廃止、陸海軍二省をおく、『東京日々新聞』の発行

3月 鎮台条令の制定

4月 東京、大阪間電信開通

5月 大蔵大輔井上馨、琉球の版籍併合を建議、師範学校を東京に設置

8月 学制を制定

9月 新橋・横浜間鉄道開通

10月 富岡製糸場開業

11月 太陽曆採用の布告、国立銀行条令の制定、全国徴兵の詔勅

明治6年1月 鎮台を名古屋、広島に増設、徴兵令を布告

2月 全国キリスト教禁制の高札撤廃

3月 藩債処分のため、金札引換公債証書を定める

5月 岩倉大使一行帰国

以上の経過をみれば明らかなように、国民国家形成のための近代化政策の布令が著々と発せられ、
鉄道・電信の整備、軍備の充実、殖産興業政策などが推進されつつあつた。だが福沢のみるところ

によれば、国民の精神は萎蕤沈滞して、封建の遺風未だ牢固たるものがあり、政府もまた目前の政策立案に追われ、国民教育の根本をどこにおくべきか、さだかに決定しがたい、いわば混迷の状態にあった。福沢は、この著において国民の進むべき途を、国家の独立を一個人独立の精神の涵養に求め、国民をしてヨーロッパ文明社会の水準に到達させようとしたのであった。福沢はこの書において文字通り、国民の教師となったのであって、彼の教育論はこの『学問のすゝめ』から始まる。だがもっとも重要なことは、すでに『西洋事情』において示唆されていたナショナリズムが前面におし出され、いわゆる国権論が民権論と重層してあらわれ、後に国民国家論者福沢の思想の核心を成す部分が萌芽的にあらわれていることである。

『西洋事情』においては、アメリカ独立宣言の紹介および高唱にあらわれているように、強大な国家にたいする被圧迫民族の抵抗、国家にたいする個人の抵抗権が重要な主題のひとつになっているとすれば、『学問のすゝめ』は、個人の自由と平等を無条件に謳歌するというよりは、国家の独立との関連で意識され、近代国家としてのスタートをきった日本の政治の現実に根ざす態度を明らかにしている。後に、いわゆる自由民権論者——馬場辰猪や植木枝盛の福沢批判に代表される——が、福沢と意見を異にし、彼の下を離れていくのもこの点にあった。

『学問のすゝめ初篇』において、つぎのように云う。

「理のためにはアフリカの黒奴にも恐れ入り、道のためには英吉利、^{イギリス}並米利加の軍艦をも恐れず、国の恥辱とありては、日本国中の人民、一人も残らず命を棄て、^レ国の威光を落さざるこそ、一国の自由独立と申すべきなり。然るを支那人などの如く、我国より外に国なき如く、外国の人を見ればひとくちに夷狄々々と唱へ、四足にてあるく畜類のやうに、これを賤しめこれを嫌らひ、自国の力をも計らずして妄りに外国人を追払はんとし、却って其夷狄に窘めらるゝなどの始末は、実に国の分限を知らず、一人の身の上にて云へば、天然の自由を達せずして、我侪⁽¹⁷⁾放蕩に陥る者と云ふべし」。

一国の自由独立のために、一命を棄て国の威光を落さないようにすること、これはあたかも、民権のはるかに上に国権をおいているように思われるが、しかしそのすぐ後の段落で、封建の遺風を維新政府が一扫する政策をとったのを喜び、「今日に至りては、最早全日本国内に斯る浅ましき制度風俗は絶てなき筈なれば、人々安心いたし、かりそめにも政府に対して不平を抱くことあらば、これを包みかくして暗に上を怨むることなく、其路を求め其筋に由り、静にこれを訴て遠慮なく議論すべし。天理人情にさへ叫ぶ事ならば、一命をも抛て争ふべきなり。是即ち一国人民たる者の分限と申すものなり」とのべている。⁽¹⁸⁾すなわち人民の抵抗権は全面的に肯定されているのであるが、この一身は一国と同次元においてとらえられていることである。「人の一身も一国も、天の道理に

注(17) 『福沢論吉選集』第3巻(岩波書店)、59~60頁。

(18) 上掲書、60頁。

基で、不羈自由なるものなれば、若し此一国の自由を妨げんとする者あらば、世界万国を敵とするも恐るるに足らず。此一身の自由を妨げんとする者あらば、政府の官吏も憚るに足らず」というように、一身の自由と一国の独立が相即不離の関係において把握され、かくして、「一身独立して一国独立する⁽¹⁹⁾」という命題があらわれる。

注目すべきことは、福沢のナショナリズムの構想のなかに、民権と抵抗権と並行して国権論があらわれた「初篇」にすでに支那が意識され、文明日本と対比されていることである。この点は、福沢の啓蒙思想を論ずる場合に重要な争点のひとつとなるが、ここではふれないでおこう。『学問のすゝめ』17篇を大別して、三つの部分に分けることが適当であろう。初篇から第三篇までは、この著作の精髓ともいべき個人一身の独立と国家の独立との関係を論じ、第四篇から第七篇までは国家と国民の関係にふれている。そして第八篇以下は、広い意味での文明論もしくは文明批評であって、初篇から第七篇までは、『西洋事情』の理念をわが国の状況に適用したものであり、後半の第八篇以下は、『文明論之概略』のための予備作業の観がある。

たとえば、第二篇に、「人は同等なる事」という項がある。そこでつぎのように言う。

「故に今、人と人との釣合を問へば、これを同等と云はざるを得ず。但し其同等とは、有様の等しきを云ふに非ず、権理通義の等しきを云ふなり……其人に持前の権理通義を以て論ずるときは、如何にも同等にして、一厘一毛の軽重あることなし。即ち其権理通義とは、人々其命を重んじ、其身代所持の物を守り、其面目名誉を大切にすることの大義なり。天の人を生ずるや、これに体と心との働を与へて、人々をしてこの通義を遂げしむるの仕掛を設けたるものなれば、何等の事あるも、人力を以てこれを害す可らず。大名の命も人足の命も、命の重きは同様な⁽²⁰⁾」。これはまさに『西洋事情二篇』において解説した天賦人権の思想そのものであり、人間と人間との間の平等の関係を、国と国との間の平等の関係におし及ぼし、そのナショナリズムの基柢におこらうとした。彼は三篇において、「一身独立して一国独立する事」の項で、一国独立の権義を伸るための三箇条として、

第一条 独立の気力なき者は国を思ふこと深切ならず

第二条 内に居て独立の地位を得ざる者は、外に在て外国人に接するときも、亦独立の権義を伸ること能はず

第三条 独立の気力なき者は人に依頼して悪事を為すことあり

以上のように整理している。ここには、内にたいしては人民の独立心の育成を訴えるとともに、人民独立の精神旺盛してはじめて西欧諸国にたいする対等の立場を確立し、その権義を主張しうることを力説している。

注(19) 上掲書, 71頁。

(20) 上掲書, 65頁。

このような福沢の「一身独立して一国独立」の思想の背景には、安政の不平等条約に基づく治外法権の存在と関税自主権の喪失という深刻な事態があり、これがわが国の経済状態の悪化を促進させつつあったことと無関係ではない。第四篇から第七篇までは、国家の独立を達成するためにとるべき態度として、ひとつは知識階級、学者、福沢の表現をかりれば、「ミッズルカラス」の役割が強調されていることは興味深い。この第四篇から第七篇にかけては、国権の確立こそが民権の基礎になることを次第に強調するに至り、人民の権利擁護が国権すなわち国法と衝突する場合、どのような立場をとるべきかが論じられている点が重要である。そこで最後に国権と民権との矛盾対立の認識とその調和について、福沢がどのように考えていたか、そのいうところの「マルチルドム」の思想について考察することしよう。

『学問のすゝめ第七篇』のなかで、福沢は、「国民の職分」についてふれ、国民には国家における統治の客体として、すなわち被支配者としての存在と、これとは反対に「国中の人民申合せて一国と名づくる会社を結び、社の法を立て、これを施し行ふ⁽²¹⁾」ところの国家統治の主体としての立場、この二重の資格が付与されているところから出発する。統治の客体としての地位に立てば、「国の政体に由て定りし法は、仮令ひ或は愚なるも、或は不便なるも、^{みだり}妄にこれを破るの理なし」となり、さらに、「若し事実^かに於て不正不便の箇条あらば、一国の支配人たる政府に説き勧めて、静かに其法を改めしむべし。政府若し我説に従わずんば、且力を尽し且つ^{かつ}勘忍して時節を待つべきなり⁽²²⁾」。これはまさに、今日のいわゆる議会制民主主義の常道を唱えたものであり、いわゆる法治国主義の論理というべきであろう。

つぎに国家権力の主体としての国民の立場については、「一国の人民は即ち政府」であり、政府は人民の名代として事務を取り扱い、人民が家元であり、主人であるという。ここでも又、一国の機構を会社のそれになぞらえ、「又彼の十人の支配人は、現在の事を取扱ふと雖ども、もと社中の頼みを受け、其意に従って事を為す可しと約束したる者なれば、其実は私に非ず、商社の公務を勤る者なり⁽²³⁾」。

実に福沢らしい説得的な表現ではなからうか。ここには啓蒙思想家にふさわしい論理の運び方で、読者の大衆を納得させずばやまない巧妙な三段論法が見事に貫徹している。すなわち、国家は人民によって打ち樹てられたものである。従って人民は国家の構成員でもあるが、同時に主人でもある。依って国家すなわち政府の政策は人民の委任をうけたものとして尊重されなければならぬ。「故に人民たる者は、平生よりよく心を用ひ、政府の処置を見て不安心と思ふことあらば、深切にこれを告げ、遠慮なく穏やかに論ず可きなり⁽²⁴⁾」。ががそれでは人民の権利はどうなるのか、「深切にこれ

注(21) 上掲書、99頁。

(22) 上掲書、99～100頁。

(23) 前掲書、100～101頁。

(24) 前掲書、102頁。

福沢諭吉における民権とナショナリズムの形成

を告げ、遠慮なく穏やかに論ずる」とはまことに当を得た形容ではあるが、穏やかに論じて果して人民の意志は政府によってきき届けられるものかどうか。この点は福沢も認め、つぎのようにいう。

「政府たるもの、其分限を越て暴政を行ふことあり、ここに至て、人民の分として為す可き挙動は、唯三箇条あるのみ。即ち節を屈して政府に従ふ歟、力を以て政府に敵対する歟、正理を守て身を棄る歟、この三箇条なり」⁽²⁵⁾。

福沢はすでに明治維新の変革がおしすすめられているなかで、きわめて重大なことを示唆しているように私には思われる。この第七篇が書かれたのは、明治7年3月であった。この年は、前年の明治6年が、徴兵令と地租改正に象徴されるように、近代的中央集権国家体制の整備とその財政的基礎の確立にとって決定的に重要な年であったのにたいし、このような上からの近代化が、いわば下からの抵抗を排除する形で行われた点において忘れられてはならない事件にみちみちていた。まず1月、板垣退助等は愛国公党を創立し、副島種臣等とはかり、民選議院設立建白書を左院に提出した。これにたいし加藤弘之は時機尚早をととなえ、活潑な論争が行われた。その後間もなく、2月、佐賀の乱がおこり、1か月足らずで平定され、4月首謀者江藤新平は処刑された。この佐賀の乱と江藤の行動は福沢に何かいい知れぬ暗示をあたえたのではなからうか。不平士族の叛乱として、やがて明治10年、西南の役によって終止符を打たれるこの種の乱のなかでは、江藤が司法界の先達であり、わが国刑法の創始者であるだけに、彼の反政府的な厭起は、福沢に衝撃をあたえたであろうことは想像に難くない。明治7年1月に四篇とひきつづき五篇を刊行し、六篇を2月、七篇を3月に刊行している。実に彼のいわゆるマルチルドムの思想は、佐賀の乱が起った2月初旬からまとめられ、3月1日、1か月足らずで平定された物情騒然たる状況を背景に書かれたものと推定しても強ち不自然ではなからう。

さて、それはともかくとして、福沢は、暴政を敢えて行い政府にたいする人民のとりうる態度として、第一 節を屈して政府に従ふは甚だ宜しからず、第二 力を以て政府に敵対するは、固より一人の能する所に非ず、必ず徒党を結ばざる可らず。即ち是れ内乱の師なり、第三 正理を守て身を棄るとは、天の道理を信じて疑はず、如何なる暴政の下に居て如何なる苛酷の法に窘めらるゝも、其苦痛を忍びて我志を挫くことなく、一寸の兵器を携えず、片手の力を用ひず、唯正理を唱て政府に迫ることなり、の3箇条をあげ、「以上三策の内、この第三策を以て上策の上とす可し」と推奨している。第一策は論外としても、力を以て政府に抵抗する態度は、アメリカ独立やフランス革命の精神であり、とりわけ福沢はすでに『西洋事情』においてアメリカ独立宣言を紹介していることからすれば、この『西洋事情』における独立自由の理念と第三策はどのように整合するのであろうか。ここにマルチルドムの思想が入ってくるのである。

注(25) 前掲書、105頁。

「理を唱て政府に迫るものは、唯除く可きの害を除くのみにて、他に事を生ずることなし。其目的とする所は、政府の不正を止るの趣意なるが故に、政府の処置正に帰すれば、議論も亦共に止む可し。又力を以て政府に敵すれば、政府は必ず怒の気を生じ、自から其悪を顧みずして却て益々暴威を張り、其非を遂げんとするの勢に至る可しと雖ども、静かに正理を唱ふる者に対しては、仮令ひ暴政府と雖ども、其役人も亦同国の人類なれば、正者の理を守て身を棄るを見て、必ず同情相憐れむの心を生ず可し……」⁽²⁶⁾。

このように、「世を患て身を苦しめ或は命を落すものを、西洋の語にてはマルチルドムと云ふ」とのべて、一種の無抵抗主義を唱え、そのマルチルドムの典型的な例として、上総の義民佐倉宗五郎をあげ、これに反し、世のいわゆる忠臣義士が主君のために身を捨てる行為を権助の犬死になぞらえた。この一節は後に大いに物議を醸し、いわゆる「楠公権助論」として、福沢は、世のはげしい指弾を浴びたものであった。マルチルドムと楠公権助論とは、一体どのような関係にあるのであろうか。

世の忠臣義士の行動が、主人の金を落して申し訳なしとて、「並木の枝にふんどしを掛けて首を縊るの例に異ならない」と断言しているのは、まことに勇敢というべきであろう。福沢は、これらの忠臣義士の行動が、憐むべき点はあるにせよ、「今、文明の大義を以てこれを論ずれば、是等の人未だ命のすてどころを知らざる者と云ふ可し」⁽²⁷⁾と主張しているのは卓見である。いわゆる忠臣義士の身命を抛つ場合、それは封建道徳の賛美、とくに仇討ちの場合もっともいちじるしく、これこそまさに、「人の知徳を進め、人々身躬から其身を支配して、世間相交わり、相害することもなく、害せらるゝこともなく、各其権義を達して、一般の安全繁昌を致す」⁽²⁸⁾ところの文明と相背馳するといっているのである。これは彼の封建道徳讚美への一大鉄槌であり、反動的な思想家にたいして衝撃をあたえた。世のいわゆる忠臣義士の行動は到底マルチルドムとは云い難い。「余輩の聞く所にて、人民の権義を主張し、正理を唱て政府に迫り、其命を棄てゝ終をよくし、世界中に対して恥ることなかる可き者は、古来唯一名^{おだ}の佐倉宗五郎あるのみ」⁽²⁹⁾。

マルチルドムと封建道徳に基づく自己犠牲や献身とを区別して、後者を文明の途に悖るものとした福沢の見識は、明治の変革が急角度に古い日本を変えつつあったとしても、真に革命的な宣言として大衆の耳朶を打ったのではなからうか。筆者が、『学問のすゝめ』全十七編のうち、もっとも感銘をうけたのは、この部分である。しかし福沢におけるナショナリズムと民権論との関係は、ここを頂点として、次第にナショナリズムの視点が優位に立ち、『文明論之概略』をへて『通俗民権論』、『通俗国権論』に至って、次第にナショナリストとしての観点を鮮明にしたといっても過言で

注(26) 前掲書、104～105頁。

(27) 前掲書、105頁。

(28) 前掲書、105頁。

(29) 前掲書、106頁。

福沢諭吉における民権とナショナリズムの形成

はない。その意味で、『西洋事情』から『学問のすゝめ』は、福沢における民権思想の頂点を成す。

封建的な幕藩体制の崩壊に、国家の前途なお定かたりにえなかった時期に書かれた『西洋事情』は、反封建という視点から、当時の知識人はおろか一般大衆にもまことに新鮮な印象を与えた。その民権論は、度々指摘したように革命的でさえあった。一度、維新政府が成立するや、この政府の政策を支持し、その体制のなかで民権の拡張をはかろうと最大限の努力をするという、きわめて現実感覚にもとづく態度をとった。そのためには、次第に昂まって来ようとした自由民権論と対決することさえ辞さなかったのである。福沢における民権論と国権論をめぐる解釈の困難な問題は、この時期にはじまる。

〈追記〉 島崎隆夫教授の名誉教授御就任をお祝い申し上げます。想えば、昭和24年、筆者が経済学部副手となって以来、今日に至るまで、実に30年以上の長い間、御交誼を辱うしたことを心よりお礼申し上げます。

御健勝を切に祈念致す次第です。

1982年4月11日深更
(経済学部教授)